

1 江都第 756 号
令和 2 年 2 月 20 日

愛知県行政書士会
尾北支部会員 各位

江南市長 澤田 和延
(公印省略)

江南市立地適正化計画の公表に伴う届出制度の事前周知について (お知らせ)

余寒の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、江南市政に対しまして格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、今後の人口減少や超高齢社会などの課題に対応して、福祉施設・商業施設などの生活利便施設や住居などがまとまって立地する「コンパクト・プラス・ネットワーク」の集約型都市構造の形成を進めるため、都市再生特別措置法に基づく江南市立地適正化計画の策定・公表を令和 2 年 3 月 31 日に予定しています。

計画の公表により、同法第 88 条及び第 108 条の規定に基づき、江南市立地適正化計画で定めた居住誘導区域外において一定規模以上の住宅開発を行おうとする場合、または、都市機能誘導区域外において誘導施設の整備を行おうとする場合は、原則として行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所等について届出が必要となるため、事前に内容を周知させていただきます。

別紙「江南市立地適正化計画における届出制度について」にて、概要をまとめておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

【担当】

江南市 都市整備部 都市計画課
都市計画グループ (担当: 鈴木・澤田)
連絡先: 0587-54-1111 (内線 334・361)

案内が遅くなり申し訳ございませんでした。